特定非営利活動法人

日本エステティック機構 御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

**美容ライト脱毛実施サロン誓約書**

**美容ライト脱毛の定義**

「美容ライト脱毛とは、除毛・減毛を目的に皮膚に負担を与えず毛の幹細胞を破壊しない範囲で、エステテティックサロンにおいて行われる光脱毛をいう。」という定義を理解し行うことを誓約します。

**厚生労働省医事課長通知（医発105号）の遵守**

平成13年11月8日付厚生労働省医事課長通知（医発第105号）「レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医行為」とする内容に抵触しない範囲で安全に行うことを誓約します。

**営業に関する誓約**

|  |  |
| --- | --- |
| チェック |  |
| □ | 美容ライト脱毛サービスの提供にあたっては、消費者の希望、予定等を確認した上で、消費者に正しい情報提供、及び説明を十分に行わなければならないこと。 |
| □ | 美容ライト脱毛を行う者は、消費者の安全を確保するために消費者の健康状態、肌質、毛質に関する事項を把握し記録しなければならないこと。 |
| □ | 未成年者への施術等の対応は特段の配慮を持って行い以下a)～ｃ）の点に関して遵守すること。a)施術を行う際には本人及び保護者に十分な説明を行い、同意を得ること。b)施術契約は保護者と契約すること。c)未成年者を対象とする広告は行わないこと。 |
| □ | 「セルフ脱毛※」は危険が伴うため行わない。※注：セルフ脱毛とはエステティックサロンにおいて、消費者に業務用美容ライト脱毛機器の取扱方法とトリートメント方法を教え、消費者自身でトリートメントを行わせる商行為をいう。 |
| □ | 外性器及び肛門部に直接触れるおそれのあるトリートメントは行わないこと。 |
| □ | 美容ライト脱毛機器は、当機構に認証された機器を使用すること。但し初回更新審査時までは認証機器の使用の義務付けは猶予するがその間に使用する機器は当機構が定める安全基準を満たした機器を使用するものとする。 |
| □ | 当機構以外にも、各地方自治体の消費生活センター、及び日本エステティック振興協議会の「エステティック消費者相談センター」並びに「美容ライト脱毛相談室」の相談窓口担当者の求めに応じた調査、確認の要請対応に協力をすること。 |
| □ | 「美容ライト脱毛」を対象とする賠償責任保険に加入していること。 |

**広告に関する誓約**

|  |  |
| --- | --- |
| チェック |  |
| □ | エステティックサロン認証基準にある「２．集客・広告について」の内容、及び美容ライト脱毛に関する広告表示については、当機構が定めた「美容ライト脱毛」の定義に沿った内容とすること。 |

**施術者に関する誓約**

|  |  |
| --- | --- |
| チェック |  |
| □ | 美容ライト脱毛のトリートメントは日本エステティック振興協議会認定美容ライト脱毛エステティシャンが行うこと。但し、初回更新審査時までは当機構が認める日本エステティック振興協議会の実施する「認定美容ライト脱毛技術者講習」を受講しその後実施する合否試験に合格した者はこの要件に該当することを認める。なお消費者に対して技術名及び、その資格を提示すること。 |

2016.4改訂

運用規程第八条　脱①

**安全管理に関する誓約**

|  |  |
| --- | --- |
| チェック |  |
| □ | 美容ライト脱毛サービスを行うにあたり、美容ライト脱毛サービスを行うことのできる施術者の中から安全管理責任者を選任すること。 |
| □ | 安全管理責任者は以下の「機器の日常点検と定期点検」に従い機器の点検を行わなければならない。①機器の日常点検ア）本体と電源コード、トリートメントヘッド・フットスイッチが正しく接続されているか。また、亀裂・破損などないか、特にガラス・フィルターに亀裂や破損がないか。イ）本体が正常に起動するか。また、各出力等の設定が正常に行われているか。ウ）緊急停止ボタンが正常に作動するか。エ）機器製造販売業者、或いは輸入販売事業者（以下、製造事業者という）の指定ショット数の上限を超えて照射していないか。②定期点検ア）点検時期：製造事業者の規定する期間ごとに必ず点検を受ける。イ）消耗品交換：製造事業者の規定する時期に基づいて交換、点検を受ける。なお、消耗部品は製造事業者の純正部品を必ず使用する。 |

**安全管理者の安全確保義務に関する誓約**

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 安全管理者は以下の事項に従い安全を確保することを誓約します。 |
| □ | 安全管理責任者は、以下の事項に従い安全を確保することを誓約します。①機器の使用環境　ア）光線を直視しない。施術中は室内にいる全員が製造事業者推奨の専用保護メガネを装着すること。イ）ノイズ・静電気に注意する。　　ウ）分解・改造等をしない。②施術ルームにおいての注意事項　ア）機器を使用する施術ルームの入口には、管理区域として警告標識を掲示する。また「機器使用中」の掲示を明確に行う。　イ）施術ルームの設備は以下のとおりとする。　　　a) 遮光のためカーテンまたはパーテーションを設備する。　　　b) カーテンは遮光性があり、天井吊り下げ式とし簡易個室機能を有するものとする。　　　c) パーテーションは遮光性があり、高さ180cm以上でかつ固定ができる簡易個室機能を有するものとする。　　　d) 施術ルームに窓がある場合、施術の際は窓を閉め、プラスチック製等のブライド（無反射性能を有した物）又は遮光性のある不燃性のカーテンを使用する。　　　e) キースイッチが付いている機器の鍵は、所定の保管場所を設け、施術中以外は保管場所にて保管する。　　　f) 脱毛の施術ルームの照度は300ルクス以上（一般の事務所の照度が目安）を保持する。　　　g) 使用する機器の付属品や部品は、製造事業者の純正品を使用する。 h) 施術ルームには水回りがないこと。水回りがすでに設置されている場合はなるべく離れた場所に美容ライト脱毛機器を設置する。 |

事業者名

代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

所　在　地